

お使いの無線機は大丈夫ですか？

＜総務省東海総合通信局からのお知らせ＞



原則として、**電波を発射するには無線局の免許又は登録が必要です。**(無線局免許がない無線機の電源がオフ、またはマイクやアンテナが外されている状態でも、すぐに電波の発射が可能な状態に復元できる場合は、電波法違反になります。)

不法無線局(免許されません)

不法市民ラジオ(不法CB無線)



不法CB無線機

送受信機とアンテナが分離。ブースターを接続して1 kWを超える電力を送出する不法無線局がある。

【不法無線局による主な妨害事例】

- ・スピーカーやドアホン等家電製品の音声に混信。
- ・電子機器(OA機器等)が誤作動
- ・漁業用無線が使用できなくなる。

不法パーソナル無線



パーソナル無線機

以前は免許制度がありましたが、現在合法に運用できる無線局は存在しません。

- 【不法無線局及び改造機による主な妨害事例】
- ・携帯電話が使用できない。

外国規格のトランシーバー(FRS、GMR等)



インターネット通販サイト等で販売されているが、国内規格の無線機(簡易無線局用無線機、特定小電力トランシーバー等)に比べて、安価(数千円程度)であり、「通話距離が長い、チャンネル数が多くて便利」と宣伝されている。防災行政用無線や放送事業用無線等の重要無線通信に妨害を与える。

- ・技適マーク  の表示なし。
- ・海外の見慣れないメーカー製が多い。

会社のダンプ、トラックにアマチュア無線機を設置している方へ

【アマチュア無線はルールを守って正しく使いましょう】

・仕事に使っては、いけません。

公共事業や復興事業であっても、営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。(業務用通信を行う場合は、簡易無線等を使用しましょう。)

・コールサインは、必ず言いましょう。

不法局と誤解されないために、通信のはじめと10分に1回はコールサインを送信しましょう。

・免許された内容で、運用しましょう。

・周波数の使用区別を守りましょう。

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/denpa/siyoukubetu/index.html> (総務省ホームページへ)

・総務省では、不法電波を監視しています。

お問い合わせ先：総務省東海総合通信局 電波監理部監視調査課

TEL:052-971-9184

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>

アマチュア無線は 仕事に使えません!

～免許をもっているも 電波法違反です～

電波法に違反すると

Case1

アマチュア無線を
仕事に使用したら

1年以下の拘禁刑 または
100万円以下の罰金

Case2

免許を受けずに開設・
運用したら

1年以下の拘禁刑 または
100万円以下の罰金

仕事には、こんな無線が便利です!

無線従事者資格もコールサインも必要ありません。

●デジタル簡易無線（登録局）

無線機同士で直接通信ができます。携帯電話の電波が届かないエリアでも利用できます。秘話機能が使えます。通信料はかかりません。



●IP無線

携帯電話の通信網を利用して、無線機同士で通信ができます。携帯電話が利用できるエリアであればどこでも利用でき混信しません。通信料がかかります。



●トランシーバーアプリ

専用の無線機の購入は不要で、スマートフォンにアプリを入れて利用できます。無料のものと有料のものがあります。

アマチュア無線は、電波法令により「金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う」ものとされており、世界中の人との交信や無線機の工作といった無線技術への興味による趣味として知られています。

また、今日では、非常災害時等のボランティア活動などの社会貢献活動にも活用されています。

ポイント

●アマチュア無線は、仕事（企業等の営利法人等の営利活動）に使用することはできません。

●仕事で使う無線は、デジタル簡易無線（登録局）、特定小電力無線、IP無線、トランシーバーアプリなどが便利です。状況に応じて、適切なものをご使用ください。



ルールを守って楽しみましょう。

お問い合わせ先

●総務省 東海総合通信局
電波監理部監視調査課
TEL : 052-971-9184
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>

●総務省電波利用ポータル
<https://www.tele.soumu.go.jp/>

電波利用

検索

